

平成30年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会年月日 平成30年10月18日(木)

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	委員長	河口 浩
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	林 弥生
	幼稚園長会	委員	関 美津子
	校長会	委員	世古 徳浩
	同	委員	熊野 真司
	学校生活指導担当教職員	委員	熊倉 佐和子
	同	委員	小林 寿典
	保護者代表	委員	市川 祐司
	同	委員	吉田 哲志
	教育委員会	委員	堀 和夫
	同	委員	小暮 文夫
	同	委員	櫻井 和之
	同	委員	齋藤 健一
	同	委員	清水 優子
	同	委員	芝田 智昭
	同	事務局	酒川 敬史
	同	事務局	海馬澤 一人
	同	事務局	吉森 祐司
	同	事務局	小倉 哲治

【芝田教育指導課長】

ただいまより、平成30年度第1回いじめ等対応支援チームを開会する。

議事に入る前までの進行を務める教育指導課長の芝田である。どうぞよろしくお願いする。それでは、着座にて失礼をする。

初めに、委員委嘱だが、委嘱状の机上配付をもって交付にかえさせていただく。お名前等の確認をお願いする。

続いて、河口浩教育長より、ご挨拶申し上げます。

【河口教育長】

改めて、こんばんは。お忙しい中お集まりいただいた。ありがとう。

このいじめ等対応支援チームの会を重ねてきていて、ただ、今年度は第1回目ということで、皆様方には引き続き、またご尽力をいただくということで、今、委嘱状のほうもさせていただいたところである。

いじめ問題については、ご承知のとおり、大津で大変悲惨なことがあってから、マスコミ等々でも多く取り上げられていて、私どもも、いじめはとにかくどこの学校にもあるということを前提として取り組んできたところである。

ただ、いじめによる自殺等々を含めて、新聞紙上からいじめの問題がなくなることは、残念ながらない。それだけいじめの問題というのは深刻で、かつ奥が深いというか、なかなか解決は困難な問題であると思っている。だからこそ、こういうふうに、さまざまなお立場の皆様方がお集まりいただいて、練馬の子供たちのためにいじめをとにかくなくすというためにお集まりいただいているこの会は意義のあるものだというふうに思っている。

今日も、さまざま議題を用意させていただいているので、ぜひ忌憚のないご意見をいただいて、この会が有意義なものとなることを心からお願い申し上げます。簡単だが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【芝田教育指導課長】

それでは、本日が今年度初めての会なので、委員の皆様のご自己紹介をお願いできればと思う。

なお、本チームは、設置要綱において教育長を委員長、それから学識経験者である嶋崎委員を副委員長としているので、ご了承いただく。

それでは、お手元に名簿をご用意いただいて、名簿順に、嶋崎副委員長から自己紹介をお願いします。

(委員の自己紹介)

それでは、本チームの趣旨説明を事務局よりいたす。

【事務局】

それでは、まず初めに、いじめ防止対策推進法と本チームの位置付けということで、資料1をごらん願う。

本チームは、いじめ防止対策推進法に示される関係機関等の連携を図るために設置される、いじめ問題対策連絡協議会に該当するものとなる。

続いて、資料2をごらんいただく。練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱である。本区においては、学校、保護者、学識経験者、心理職、教育委員会の関係部局で構成している。なお、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として支援チームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置することとなっている。

次に、昨年度の成果である。昨年度の本チームの成果として、まず、平成28年度問題行動等調査のいじめ部分の結果に対する意見具申を行わせていただいた。次に、いじめ実践事例発表会の持ち方に関する意見具申をさせていただいた。そして、保護者・地域と連携したいじめ防止の取り組みの推進に向けてについて協議し、こちら、資料6が成果物になるが、保護者、地域に向けた、いじめ等対応支援チームからのお願いをまとめ、意見具申を行った。

資料6については、平成28年度に作成した保護者・地域と連携した取組を推進するための提言、そして資料7は、これを実際に促進するためのお願いという形で、学校に配付し、学校からの配付を依頼したものとなる。

続いて、前回のこの会議からのこれまでの主な動きである。昨年度末に行われた前回、3月8日になるが、このいじめ等対応支援チームから、これまでの主な動きについては、平成30年5月、文部科学省、平成29年度問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査を実施している。平成30年6月には、東京都が実施しているふれあい月間、これはいじめ防止月間というものだが、この取組を学校に向けて促進、

依頼したところである。平成30年6月、練馬区平成30年4月から6月までのいじめの実態調査を実施している。そして、平成30年7月、東京都が実施するいじめ認知件数及び対応状況把握のための調査ということで、6月末までの本年度のいじめについて調査を行っている。これらが主な取組である。

以上である。

【芝田教育指導課長】

今の説明について、質問等はあるか。

それでは、議事の中で、また関連するところがあったら、ご意見等いただければと思う。

それでは、この会の公開について事務局から説明をいたす。

【事務局】

では、本会の公開についてである。練馬区では附属機関等の会議については原則公開としている。具体的には、まず1つ目に、会議の傍聴を認める。本日は、傍聴者はいない。2つ目に、会議における資料を公開する。3つ目として、会議録を公開するというものである。なお、会議録の公開については、区のホームページで公開したいと考えている。ただし、当支援チームが必要と決定したときは非公開とすることもできる。

以上である。

【芝田教育指導課長】

この会議の公開について、事務局の説明のとおりでよろしいか。

それでは、説明のとおりでいきたいと思う。

これより議事に入るが、ここからは河口委員長が進行を務める。よろしく願います。

【河口委員長】

それでは、議事を早速進めさせていただく。おおむね7時半ぐらいをめどに思っている。議事進行にご協力いただければありがたいと思っている。

初めに、平成30年度の練馬区教育委員会いじめ問題対策方針について協議を進めてまいる。事務局から資料が提出されている。説明をお願いしたいが、資料3でいいのか。

【事務局】

3と4を。

【河口委員長】

3と4か。よろしく。皆さん、資料3と資料4をお手元にお願いします。

では、説明をお願いします。

【事務局】

私より、平成30年度練馬区教育委員会いじめ対策方針についてご説明する。

ページが多岐にわたっているので、特に今年度新たに追記した部分や変更した部分について絞ってご説明させていただく。

それでは、委員の皆様、資料3とあわせて資料4をお手元にご用意いただけるか。

初めに、2ページになる。(3)の学校(園)・教職員への指導・助言の 教職員研修の実施について、全ての教員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さず適切な認知が行えるよう指導・助言を行うというのを新たに追加した。

同じく(3)の 情報共有の、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」をもとにいじめの有無を確認するように指導すると。全学校に、このような赤と青の上下巻の資料が配られたので、これをもとにということを追記させていただいた。

続いて、3ページの(3)学校・教職員への指導・助言の いじめ相談窓口の周知の中で、メール相談というのを新たに追記した。

続いて、資料3の4枚目になる。(5)保護者・地域との連携強化及び啓発の促進の 教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信、いじめの定義やいじめの認知件数の調査結果という文言を追記した。

同じく(5)の保護者・地域と連携強化及び啓発の促進の SNSにかかわるトラブル防止に向けてについて、SNS学校ルールへの協力と、SNS家庭ルールの作成を保護者に向けて発信していくという文言を新たに追記した。

続いて、5枚目の(1)学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置の について、メンバーには、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにするという文言を追記した。

最後になる。同じページの(2)のいじめの防止の、ここにも、やはり「SNS学校ルール」は、保護者にも周知して家庭の協力を得られるようにするという文言を追記した。

あわせて、ふれあい月間やいじめ一掃プロジェクト等で、いじめ防止や克服に向けた取組を推進するという文言に修正させていただいた。

いずれにしても、今年度の改定の1つ大きなポイントは、SNSをめぐるいじめに対応するため、SNS学校ルールへの取り組みや、SNS家庭ルールの作成の呼びかけ、啓発というところを、1つポイントとして作成したところである。

事務局からは以上である。

【河口委員長】

すまない、対応方針にページ数が打っていなので、ちょっと見づらくて恐縮だが、新旧対照表のところでもいろいろとご質問いただければと思う。

それでは、ご意見等を伺いたいと思う。今、事務局のほうから、今回の改正の趣旨、30年度で変えた部分の主なものは、SNSに関する部分を追記、あるいは修正したという話があった。その他でも結構であるし、そのことについても、さらに突っ込んでお話をさせていただいても結構なので、ぜひご意見を頂戴できればと思っている。いかがか。

今回、初めての方もいらっしゃると思うので、いじめ問題対策方針とは何ぞやというところを簡単に説明してくれるか。

【事務局】

いじめ防止対策方針に基づき、各自治体では、いじめを防止するための方針を策定することと定められている。練馬区でも、毎年、練馬区がいじめ問題対策方針を策定し、改定を重ねながら、各小中学校、幼稚園にお示しして、いじめの防止対策に取り組んでいただいているところである。

以上である。

【河口委員長】

教育委員会がつくっている対策方針に基づいて、実は、各学校では各学校の対策方針を同じようにつくっている。おそらく、保護者の皆様方、あるいは先生方、目にしたことが

あるのではないかと思うが、そのもとになるものなので、場合によっては、こういうことを発信することによって各学校の対策方針にも影響を与え得るというふうに思っている。また、変えていただけるものと思っているので、そういう意味では、重要な、練馬区としてのいじめの問題にどう対処していくかということの基本的な方針であるから、ぜひ、その位置付けにあるものだとすることを念頭に置いていただいて、ご意見なりご質問をいただければと思っている。いかがか。

【嶋崎副委員長】

何も無いようなら。とてもよくというか、わかりやすく書いていただいているので、とても皆さんに周知できるんじゃないかと思うが、新しくなったところじゃないところで、1カ所だけ、済まない、気付いたことがあったので申し述べさせていただく。

資料3の最後のページか。資料4の前のページと言ったほうがわかりやすいか。最後のページだ。

最後のページの上から6行目のところだが、「いじめの周囲の児童生徒には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する」、言っている意味はよくわかる。いじめを見たり知っている子が発信者だから、いじめがあるよみたいなことをきちっとほかの人に伝える、そういう意味でよろしいのか。

ただ、ちょっと文章的にわかりにくいので、後ほどご検討いただければと思う。

【河口委員長】

ありがとう。おそらく、これ全体に目を通していただいているのは今日初めてだろうと思うので、今、副委員長の嶋崎先生のほうからご指摘いただいたように、この部分はちょっとわかりづらいというのがおそらくあると思う。ぜひ、その辺については、今日に限らず、もし何かあったら個別にでもご連絡いただければと思っている。

ほか、いかがか。

市川さんも、初めてごらんになったのか。

【市川委員】

初めてだ。

【河口委員長】

こういうのがある。できたら、こういうのがあるということも、学校はもちろん知っているが、保護者の皆様方にも、できるだけ発信するようにしたらいいのかと思う。当然、ホームページ等々には載っているが、練馬区としては、こういう方針を立てていじめ問題に対して対応しているということ、ぜひPTAの中でもご周知いただければ。我々も努力するが、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。済まない、よろしくお願ひする。吉田さんも、よろしくお願ひする。

【吉田委員】

SNSは、中学校だと独自ルールが学校ごとにかなり設けられていると思う。

【河口委員長】

今日、実は、SNSについては、後ほどまた協議の議題に入っているの、その場所でもたいろいろとご議論いただきたいと思っはいる。

いかがか。先生方、いかがか。

熊倉先生、いかがか。

【熊倉委員】

学校のを今、頭に浮かべながら照らし合わせて、本校は小学校なので、SNSに関しては抜けているというか、手薄い部分があるので、見直しをしたいと思った。

【河口委員長】

多分、中学校のほうがより深刻な状態だろうと思っが、全く小学校が関係ないとは言えない。だから、今後のことを考えると、小学校の段階からというか、しっかりとSNSの問題というのが子供たちにも認識してもらわなければならないのかと思っている。ぜひ、各学校の対策方針にも入れ込んでいただければありがたいと思っている。よろしくお願ひする。

小林先生、いかがか。

【小林委員】

実は、SNSのトラブルというのが多く出始めて、そしてだんだん表面化しなくなってきている。問題が少し出にくくなっているのか、それともうまくつき合っているのかというところで、また課題が変わってきている。生活指導の担当者会議の中でもいろいろ意見を出し合ったりしているが、例えば学校での生徒カードというのが、情報を得るものだが、そこに家庭のルールを明記してもらおう。記載をしていただいて、学校で、家庭ごとのルールというのを確認できるようにしている学校も、少しずつ増えている。

【河口委員長】

ありがとう。世古先生、いかがか。

【世古委員】

SNSに関しては小学校の喫緊の課題で、本校（光が丘春の風小学校）では、具体的な例だが、6年生の児童がユーチューブに自分のギターを弾いている演奏(映像)を上げた。いいねとかあるわけだが、それを見たほかの友達が、それを誹謗中傷したというのがあって、SNSの学校ルールを確認して、ちょっと本校については足りないものだったので、すぐに校長発信で学校ルールを変えて、すぐに保護者向けに送ると。それからホームページにも載せて、もう1度SNS学校ルールというのを確認したところだ。やはり、小学生でもスマホが身近な存在になっていて、中学校だけではないというのを痛感している。

【河口委員長】

ありがとう。熊野先生、いかがか。

【熊野委員】

SNSに限らず、インターネットも介するさまざまな課題というのは毎週のように聞いているところだが、今、先生から話があったが、もう避けて通れない。昔は、そこについて、いろいろフィルタリングしろとか持たせるなどが、さまざまな指導だとか家庭との連携というのはあったが、もう今はそういうことがなく、あるのが当たり前になっている。あるのが当たり前の時代になっているところで、どういうふうこれから付き合っていくのかというところをこれから掘り下げて、あとの議題にはなってくるんだろうが、掘り下げていく必要があるなというのは、改めて今感じているところだ。

子供たちにとっては大事な連絡ツールであるということもあるし、そういう連絡ツールだからこそ便利ですごく重宝もするが、そこから拡大するさまざまな課題が、もぐらたたきのように出てきて手いっぱいだというのが、今、各学校の現状じゃないかと思っている。

【河口委員長】

ありがとう。関先生、いかがか。

【関委員】

皆さんの話を伺って、幼稚園の子供たちは、直接子供たちではないが、昨年の修了式では将来ユーチューバーになりたいと言った子もいたし、今、子供たちはユーチューバーごっこというのをやっている。それだけ幼児にもそういうのが入っている段階だと思う。

だから、小学校の低学年のうちから、こういうものを学んでいくということは必要だし、就学前の子供たちと保護者と一緒に生活している立場としては、保護者への啓発、ここでお話を伺ったことを、いかに保護者に啓発していくということが大きな課題だと思っている。

【河口委員長】

林先生、いかがか。

【林委員】

私は、相談員の立場からだが、いじめの相談件数がかなりあって、SNSだけではなく、いろいろな内容の事案が多いと感じているが、私たちの相談員のほうでも、こういった取組に関してかなり理解していかなければいけないし、それをどういうふうに学校と共有していけるかというところを探していけないといけないと理解して拝見しているところだ。

【河口委員長】

ありがとう。いろいろとSNSに関してご意見いただいた。多分、SNSについてはまだまだ議論あると思うが、後ほどまた案件が出るので、その折りにやっていただければと思っている。

とりあえず、30年度のいじめ問題対策方針を幾つか変えさせていただいたことについてはよろしいか。こういう形で変えさせていただいたので、また、先ほど副委員長からもあったので、それについては、また事務局、踏まえて、最終バージョンをつくっていただければと思う。よろしく願います。

冒頭、私、申し上げたが、もしお気付きの点があれば、また改めて個別にでもお寄せいただければと。また今日終わるまでにお気付きがあればおっしゃって結構なので、よろしく願います。

それでは、次の議題だが、平成29年度の問題行動等調査、いじめが当然この中に入っているわけなので、いじめの部分について説明をさせていただきたいと思う。練馬区の実態が、果たしてどうなのかということがはっきり数字として出てきているわけなので、昨年度までとの比較も含めて、事務局から説明をしていただきたいと思う。

資料としては、資料8である。資料8をお手元にご用意いただいて、説明をお聞きといただければと思うので、よろしく願います。

【事務局】

平成29年度、昨年度の問題行動等調査の結果を受けてご報告する。

問題行動等調査というのは、文部科学省が毎年、全国の全ての小中学校を対象として実施している調査で、暴力行為、いじめ、不登校にかかわる調査となっている。本日は、いじめ等対応支援チームの会なので、いじめにかかわる部分のみ取り上げてご説明させていただきます。

お手元の資料8、ご用意させていただいたが、こちらのスクリーンのほうに拡大したのもお示しするので、こちらをごらんいただきながらお聞きいただければと思う。

初めに、いじめの認知件数の推移である。昨年度、平成29年度は小学校で443件、中学校で316件、あわせて759件のいじめを認知した。過去5年間の経年の数値も載せさせていただいているが、5年前と比べて年々いじめの認知件数が増えている。

続いて、2つ目は、いじめ認知件数の学年別の内訳である。最もいじめの認知件数が増えるのが、こちら、赤で囲っている中学校1年生になった段階でいじめの認知が増える傾向にある。これは、昨年度にかかわらず、過去3年間、全て最も多いのが中学校1年生という結果が出ている。

続いて、3つ目、いじめの現在の状況、認知したいじめが、その後、どう経過している

のかというものを、解消しているのか、解消に向けて取り組み中なのかというところを示している。赤く囲った部分は、既に認知したものが解消しているものということで、小学校中学校ともに8割以上のいじめについては既に解消をしているが、2割弱のものについては対応が翌年度にも継続しているというところになる。

続いて、いじめ発見のきっかけについてである。お手元の資料8の裏面、2ページをごらんいただきたい。大きく、学校の教職員が発見したものと、学校の教職員以外からの情報により発見したものとに分かれているが、やはり多いのは、学校の教職員が発見したものとなっている。中でも、アンケート調査などの取り組みによりいじめを発見した件数が最も多くなっている。

続いて、いじめの対応である。最も多いのが、一番上にある「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」といった、言葉でのいじめということになっている。なお、今年度は、一番下にある「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」というのは、過去に比べて増えているという結果が出ている。

最後に、いじめられた児童生徒の相談状況についての内訳である。最も多いのは、やはり学級担任に相談するという数字が、過去3年間、全て多くなっている。いじめにかかわる部分の練馬区の昨年度の状況をご報告させていただいた。

以上である。

【河口委員長】

今、幾つかの特徴的なところもあったかと思うが、1ページの最初のいじめの認知件数の推移のところ、大幅な増加、27年度と比べて28年度に大幅な増加になって、さらに小学校の場合には29年度増えていて、若干、中学校は29年に入って減っていく。ただ、27年度までの数値とかなり乖離があるが、これについてちょっと説明してもらえるか。

【事務局】

いじめの定義は、過去、何度か変わってきているが、最新のいじめの定義は、このようになっている。

資料1をごらんいただきたい。その「一 総則」に定義が書いてある。「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある

他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義するとある。心身の苦痛を感じているものは、全ていじめと認知することとあり、昨年度、文部科学省のほうからも、いじめについては積極的に認知することという通知があり、我々教育委員会から各学校にもその旨をお伝えしてきているところである。そういった国の動向を受けて、我々が各学校にいじめの積極的な認知を呼びかけてきた結果が、この数値の増加につながっているのではないかと捉えている。

以上である。

【河口委員長】

今説明があったように、数字が大きくなっているのは、そういう理由だということである。ほんとうに軽微なものでも、これまでいじめではないだろうというようなものも、もっと全部拾っていかうということで、こういうふうには件数が上がっているということである。これは、決して悪いことではないと思っているので、上がっていることをもって、悪いというものではないと。むしろ、それだけ各学校が子供たちをよく見ている結果だろうと思っている。

さて、今、認知件数の件数だけのことを申し上げたが、この調査にはいろいろな、数字だけだが、数字の裏にはいろんなことがあるんだろうとされていて、皆様方も、これはどういうことでこういう数字になっているんだろうとか、あるいは、これはどういう意味だ、例えば解消率と書いてあるが、解消は何をもって解消とするんだということも含めて、いろいろと疑問とかお聞きになりたい点があるかと思うので、ここはひとつ自由にご発言いただくということにしたいと思うので、挙手の上、ご発言いただければと思う。いかがか。関委員。

【関委員】

28年度に、いじめの定義が変わって増えて、29年度に微増みたいな形で推移した。これはいいが、私が気になったのは、資料8の最後の3ページ、(6)のいじめられた児童生徒の相談状況である。複数回答可となっているが、中学校のほうの、誰にも相談していない、37という部分。増えている状況は、何か背景があるのかということである。誰かには相談できるといいと思っているので、ちょっと気になった。

【河口委員長】

小林先生、こういう実感はあるか。ちょっと意外だった。私も前回6で今回37というのが気になる。

【小林委員】

ちょっと話が変わるかもしれないが、アンケートを実施している側として、子供たちがアンケートに答えやすいようにしようと考えて、1つは、完全に学校での実施ではなくて家庭に持ち帰って、誰が出したのか、名前もわからないような状態で提出させる。それが、いろいろ案件が出やすくなった、1つ、理由でもあった。

それから、アンケートの裏側に、解消したかどうか、具体的に内容を書くように生徒の皆さんにお願いしたところ、すごくたくさん書いてあった。それから、保護者の方からも書いていただいた件もあった。

だから、相談しやすい環境づくりというのが、まず1つ大事なのかという感覚はある。

【河口委員長】

ありがとう。多分、アンケートはどこの学校もおそらくやってくれていると思うが、例えば教室で書かせると、あいつ、何か書いているぞみたいな形で書きづらかったり、そういう形でいじめを見ていたり知っていたりしても、アンケートには出てこないということがあり得るということだろうと思う。

中学校で誰にも相談していないという人たちが、28年度から比べても相当数増えていることについては、これは教育委員会としては何かつかんでいるか。背景とかそういうのは。特にないか。

【事務局】

はい。

【河口委員長】

どうか、この件でも結構だし、ほかの件でも、気がついたこととか何か疑問に思うようなことがあったらご発言していただければと思う。林先生。

【林委員】

今の件に関してだが、私は外部というか、支援センターの外部の相談員としてだが、相談申し込みの主訴は全く違う内容で申し込みになったが、誰にも相談していない状況は、かなり実態としては多いという実感がある。

つまり、全く違う問題としてご相談の申し込みをされていても、実際に最近あったのは、半年後に、やっと本人が、つらかった状況を話し始めるということがあって、それまでどうして話ができなかったのかということをお聞きすると、話しても自分が悪いと責められるんじゃないかとか、誰にどう話したらいいのかということがわからないという状況が実際にあるのかと。つまり、日常的に繰り返されていたりすると、ご本人の、誰かに言おうというパワーとかエネルギーとかが低下しているという現状がすごく多くて、私たちも、最初のご相談の内容は、どういった意味があるのかということを実際に考えて、信頼できる関係づくりから入っていかないといけないんだなと、ほんとうに数年後に、あのときはこうだったということが、かなり経験としては多いのが実感としてあるので、ただ、こういう形で数値になってあらわれてくるようになったというのが、私はすごくありがたいことだと感じた。

【河口委員長】

私もこれについては、何らかの原因と対応策を考えなくちゃいけないと思っているので、誰にも相談できない状況だけはないようにしたいというのが、ほんとうに切なる私の思いなので、ぜひ、皆様方からの、こういうふうにしたらいんじゃないかというようなことを、先ほど小林先生がおっしゃってくださったように、アイデアをどんどん出していただければありがたいと思っている。

いかがか。そのほかのことでも結構なので、何かご意見はないか。

【熊野委員】

今のところに戻ってしまうが、スクールカウンセラー、それから担任以外の教職員に相談というのは微増しているということで、このまま増え続けていけばいいというところではあるが、その37名の誰にも相談していないというのと、保護者や家族に相談という数字を両方着目したが、家族にも相談できないという、家族の中でのコミュニケーション不

足というのも考えられるのかというようなことが浮かんできた。家庭にも、子供との会話の機会を多く持つようにという発信も今後必要なのかと思っているところだ。

【河川委員長】

おっしゃるとおりだ。家庭の中でということになると、いろんな家庭が確かにあるので、家庭でもなかなか親に話ができないというところもあるのかもしれない。だから、子供たちが気軽に、学校でもし先生、職員に言いづらかったら、教育委員会でもいいが、どこでもいいが、とにかく気軽に相談できるような方法をいろいろ工夫することも大事なのかと思っている。

後で、清水センター長からも話があると思うが、いろいろと子供たちが相談しやすい環境づくり、あるいは方法をこちらも考えていかなきゃいけないかと思っている。これをやればいいというのがない。いろんなことを組み合わせて、子供たちが苦しんでいる状態ができるだけ相談できるような体制にもっていかれたらいいと思っている。

ほかにいかがか。どうぞ。

【市川委員】

1ページの(3)のいじめの現在の状況で、その他というのは、どういう意味なのか教えていただきたい。

【河川委員長】

わかるか、事務局。

【市川委員】

着手をしていないのか。

【河川委員長】

この3つ、解消してもいない、一定の解消が図られたが継続支援中でもない、取組中でもない、その他。

【市川委員】

そうすると、その他というのは何なのかと。

【事務局】

こちらのその他は、既に途中で転校してしまい、学校が追跡できないというような場合である。

以上である。

【市川委員】

ありがとう。

【河口委員長】

よろしいか。

【市川委員】

はい。

【河口委員長】

転校も結構あることはある。

ほか、いかがか。どうぞ。

【芝田教育指導課長】

さっきも話題になっていた、中学校平成29年度、誰にも相談していない37件だが、その前の年度が26から6に減ったので、ああ、相談できない子が少なくなってよかったと思っていたところ、29年度で6倍以上になってしまったということである。

この数字は絶対に減らさなくてはいけないとっていて、減らすためにどうするかというと、実際に小学生、中学生が誰に相談しているかという、一番多いところから強化していくというのか、一番結果として相談している部分が多いので、小中とも、まずは学級担任に相談するんだということが一番多いので、まず学級担任と子供たちの人間関係をよくするとか、学級担任に相談しやすい雰囲気をつくるとか、まず、それが1番で小中学校とも共通する話だと思う。

今度は、数的に2番が、小学生だと保護者、家族に相談。発達段階で、中学生はそうではなくて、保護者、家族というのは第3位だ。第2位は学級担任以外の教職員、だから、おそらく部活の顧問とか、教科が変わるから、話しやすいほかの先生に相談をしているんだと思うが、小学生でいえば、2番目である保護者、家族等に相談を、さらにしやすいものにする。中学は、やっぱり2番目である学級担任以外、中学は学年単位とかで動くことが多いので、そちらのチーム的な働きかけも強化する必要があるんだと思うけど、そのあたり、実際、家族の中、あるいは学校組織の中で実態はどうかと、話を聞いてみたいと思った。

以上である。

【河口委員長】

今の問題提起に対してはどうか。特に、小学校の保護者や家族に相談がすごく増えた。多分、各保護者の皆さん方もいじめに対する認知度というか、認識が敏感に流れたのではないかと思っている。そういう意味では、積極的に保護者や家族の側から子供たちの様子を聞いてくれているのかと。それで、子供たちが重い口を開いたのかと、そういうふうにも思える数字だ。

今、教育指導課長からお話があったので、何か気が付いたこととかあるか。学校の皆さん、PTAの皆さん、いかがか。

【吉田委員】

同じところだが、37件のいじめられているという認識のお子さんたちは、先生にも家族にも相談できないタイプの子という可能性が高いのかと。なかなかそういう子、ほかの友達も少なかったりとかするのかと想像するが、なかなか活発的な感じの子が少ないと思うので、できれば、学校、家族に知られたくないという心理で手が出せて相談しやすいところを、窓口としてわかりやすいところがあると、すごく助かるのかなと。やっぱり心理的に強くない状況でいじめが続いていると、メンタルも弱くなるので電話とかメールとか、簡単にちょっと相談してみようというステップがあったらいいのかなと思って。なかなかそういうのが認知してもらうのも難しいと思うが、そういうのがあれば、一番手が出しやすいんじゃないかと。

【河口委員長】

ありがとう。いかがか。ほかのところでも結構だ。

2ページのいじめの態様を見ると、SNSが徐々にだが、やっぱり増えている。小学校と中学校が。間違いなく増えていくし、これからますます増えるんじゃないかと思っている。いかがか。

こういう形で、毎年、これについては調査をしているので、経年で状況を見るということ、そしてまた、今回、29年度の調査だったが、29年度に極めて特徴的にあらわれる数字として、いろいろなものがあった場合に、それを、どうしてだろうと、しっかりと分析をして、それを解決、改善をして、次年度の結果を見ながら、改善効果というものを図っていくということが大事なことだろうと思う。ただ漫然と、毎年毎年、調査した、調査した、フォローしたというのでは意味が全くないわけで、皆さん方とも一緒になって、増えている部分というものは減らすということで力をあわせてまいりたいと思うので、よろしく願います。

それでは、次をとりあえずいかせていただきたいと思う。案件の3番は、先ほど来話題になっているSNSについてである。SNS家庭ルールづくりに向けた啓発についての資料が出ているので、これについて、皆さん方のご意見を頂戴できたらと思っていて、ある意味では、今日のメインだと思っているので、ぜひご意見を頂戴できればと思っている。

それでは、資料9と10か。説明をお願いします。資料9と10を手元にご用意いただきたい。

【事務局】

初めに、資料9をお手元にご用意いただきたい。こちらは、練馬区教育委員会が平成28年に策定したSNS練馬区ルールである。当時のいじめ等対応支援チームでもご協議いただいでつくり上げたものである。ごらんいただきたいのが、1、自分を守る、2、相手を守る、3、家族を守る、これは保護者向けだが、この3本柱で、自分も相手も守るための10の心得というのを練馬区ルールとして策定し、これは全ての学校にお示しした。それを受けて、各学校でも、SNSの各学校のルールには既に取り組んでいただいているところである。

各学校では、携帯電話やスマートフォンの使い方について、保護者の方にも向けて呼びかけていただいているが、SNSの家庭ルールづくりについては、なかなか各家庭の判断

によるところが大きく、取組にも差があるというお声を聞いている。

そのような中、資料10をごらんいただけるか。これは、SNS家庭ルールではないが、学校と保護者の方が連携してSNSルールづくりを行っている例である。練馬区立大泉西中学校のソーシャルメディアポリシーである。これは、学校とPTAで協力してソーシャルメディアの使い方についてのルールを策定した。

この資料10の最後には、カラー刷りで、いじめ防止実践事例発表会でご発表いただいた大泉西中学校の概要についてまとめた資料をつけさせていただいている。

先ほど問題行動等調査の際にもお話しさせていただいたが、各学校からは、ラインやメールなどを原因としたトラブルやいじめの報告が毎年挙がっている。SNSによるいじめの未然防止を図るためにも、学校だけではなく、保護者に向けた啓発をしていくことが必要であると考えている。

以上である。

【河口委員長】

資料9は、いじめ等対応支援チームでまさにつくり上げたものだ。練馬区として、SNSのルールをつくった。これを参考にさせていただいて、各学校でもSNSの各学校ルールをつくっていただいている。

今日問題にしたいのは、こういうのはあるが、実は家庭でもルールをつくってほしいという思いが強い。私が強いのだが。だけど、なかなかそれぞれの家庭の状況も違うし事情もあって、なかなかそれが進んでいないのではないかと思っている。

そこで、資料10で、実はある中学校でPTAの皆さんと学校とが一緒になってルールづくりに着手したという事例があって、それを事例発表会というのも毎年やっているが、その場で発表してもらった。大変すばらしい内容だったものだから、今日、皆様方にも、ご参考までに、こういう取組をしている学校もあるということをお話をさせていただいたところである。今日の議題をご提案申し上げたのは、ぜひ、皆様方で、これをいかに各ご家庭でルールづくりに着手いただけるだろうかという、どうやって啓発していったらいいだろうかというところを、何かご示唆いただくものがあれば、ご意見としてお出しただければありがたいとっていて、それを参考にしながら、私ども教育委員会として、学校と協議しながら、保護者の皆さんに働きかけを行っていきたいと思っているので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴できればと思っている。いかがか。

例えば、PTA 連合協議会のほうで、こういうルールづくりの作成を呼びかけていただくとか、あるいは、各学校のほうでは保護者会等々あると思うので、そういう場で各学校のSNSルールをお示ししながら家庭でのルールをぜひつくっていただきたいというような働きかけをしていただくとか、場合によっては、教育委員会が行政として1つの案をつかって、たたき台みたいな案をつかって、それを学校だより等々に載せることによって、各ご家庭で、それをもとにいろいろ話し合ってもらうとか、いろいろと頭の中では考えているが、いいアイデアがあればお出しただければと思うが、いかがか。

【吉田委員】

アイデアではないが、実態調査みたいなアンケートを、まず各家庭にとったりとか。結局、ルールはつくっても押しつけられるような形のもので、なかなか自分でこれを守ろうという、家庭内でのというのは難しいので、アンケートとかで少し自分で考えていただいて、今の家庭の状況、それをちょっと提出していただくとかいう形の初期段階が必要なのかと。こうなったときに、資料があまりなくて、ただ、うちの子、ああだった、あの子の友達、こうだったというお話は情報交換会とかにあるが、なかなか有効的な部分が少ないのかと。思っていて、なかなか難しい問題なのかなと思う。

【河口委員長】

まず、いきなりルールづくりということで、ルールがこうだよ、こういうルールをつくってくださいという前に、こういうことをどうしているかとか、子供たちの使い方はどうかというアンケートをまずやって。

【吉田委員】

あと、何かトラブルに巻き込まれたことはあるかとかいう形の提示が。

【河口委員長】

まず、家庭での状況を掘り起こしてもらって、問題意識をまず持ってもらって、そこからやっていったほうがいいということか。

実は、アンケートは前にやった。いつやったのか、アンケート。

【事務局】

平成27年度に実施している。その段階で、家庭でスマートフォンを使わせるルールがあるか、ないかという質問項目があって、小学校では、1つもないと回答している子供たちは35%いる。中学校では、家庭のルールが1つもないというのは46.7%いる。

【河口委員長】

要するに、1つもないということは全くないということだ。そういうことか。

【事務局】

はい。

【事務局】

ちょっとつけ加えになるが、このとき、児童生徒と保護者にも同じ質問を投げかけていて、実は、子供がないと答えていても、保護者はつくったと回答している、この乖離がかなりあるという結果が出ているので、保護者はつくったつもりだが、子供たちはそれを自覚していないということも浮き彫りになっている。

【河口委員長】

アンケートの内容と結果については、また折りを見て、参考資料として皆様方にお出ししたほうがいいかもしれない。もちろん、もう3年経っているわけだから、また状況、日進月歩の、3年前よりもスマホの普及率はすさまじいものがあるので、そういう意味ではまた変わっているんだろうから、折りを見て、またアンケートをしていくという、それで経年を見ていくという、それはまた必要かと思う。今のご意見、ほんとうにありがとう。

ほか、いかがか。教育指導課長、どうぞ。

【芝田教育指導課長】

大西中の事例を、今回の資料でお示ししている意図というのが、資料10から始まるころだが、本区で小中一貫教育を進めていて、大西中学校区には大三小、大四小、大西小がある。中学校だけでは不十分だということで、大西中は自分の中学校区の小学校とも積極的に連携を図って進めていた。

それで、このソーシャルメディアポリシーというのをづくり、この取組がすばらしいので、毎年行っている、いじめ防止実践事例発表会のときにプレゼンで使っていたのが、続くパワーポイントの資料になる。このパワーポイントの資料もここに書いてあるとおり、大西中の生活指導主任と、それから大西中のPTA副会長と一緒に発表してくれて、私も実際それを聞いていたがほんとうにすばらしいと。保護者の方々の覚悟が伝わってきて、学校としては、これほどうれしいものはないと思っていた。

パワーポイントの資料の1ページ目の左下に、保護者に対してというスライドがあるが、この中に、携帯やスマートフォンは生徒に保護者が買い与えたものではなく、貸し与えたものであると保護者自身が言ってくれていて、さらに、その責任は保護者が全て請け負う、さらに、保護者が決めたルールに基づいて子供が使用することは当然のことであると、これだけ強く保護者の方々が言ってくれている。だから、これぐらいの思いがないときっとルールづくりは進まないし、ルールがつくられてもきちんと守られることはないのではないかと考えていて、こんなに練馬区の中学校区でも積極的にやってくれているところがあるというのを知っていただきたくてご用意をしたところである。

以上だ。

【河口委員長】

熱意が伝わってくる部分がある。感想でも結構だが、皆さん、いかがか。

先ほど、PTAの吉田さんのほうから、アンケートということも1つ方法ではないかということで、かつてやったことがあったものだから、一応それをご紹介させていただいたが、頃合いを見て、またアンケートをとっていくことも必要なことかもしれない。

そのほか、先ほど申し上げたが、それこそ、それぞれのPTA連合協議会等々で働きかけを行っていただきたとか、学校で保護者会を通してこういうのを広めていただきたとか、ルールを広めていただきたとか、教育委員会は教育委員会で、さまざまな媒体を通じて家庭に情報提供等あわせて、こういうこともぜひお願いをするという依頼をするとか、いろんな点を使って、ご家庭の中で、このSNSのルールがより広まるように努力をしていかなければならないかと思うので、そのことは、ぜひこの会を確認していただければありがたいかと思っている。

何かご意見はあるか。どうぞ。では、先生のほう。

【小林委員】

実は、生活指導担当者会議で、ここにも企業名が書いてあるので申し上げますと、ラインの会社のご講演を聞かせていただいて、とてもためになったが、私、とてもその後、失礼な質問ということでさせていただいたが、企業として、こういう社会問題になっている問題についてどうお考えかとちょっとお聞きしたら、なかなかお答えにくい質問だったと思うが、講習会だとか、そういうのを、もちろんそういうことをやってくださっているのは存じ上げているが、なかなか申し込みが大変だという点もあって、本校からも申し込みをしたことがあるが、ちょっと日程が合わなくてということになっているが、それが増えているところもある。子供たちに与える影響というのは、実はすごく大きくて、ここに書いてあるラインという会社だと。そういう企業に、ぜひ全面的に協力いただいて、子供たちに発信していただくとか、それから企業をタイアップして子供たちに安全性を訴え、安全に使用するための方法を、もっと具体的に訴えていただくとか、そういうのをしているだけでとすごく助かるという思いはある。

【河口委員長】

事業者のほうも、そういうことに対して積極的に貢献はしたいという思いはあることはあるのか、そういう意味では。なるほど。わかった、ありがとう。それはちょっと考えてみよう。

【熊倉委員】

本校の保護者の啓発というのがとても難しく、情報モラル教室をやっても、その後になかなか保護者が残らなくて、参加希望がないから、結局役員のお母さんたちに来てもらって、いつも同じ人たちがいるみたいな、そういうことになってしまう。お母さんたちのラインにしても、ちゃんとグループがあって、学校でボランティアで見回りをしてくれたときに見かけたことが、すぐラインで出回っているとか、プライバシーに踏み込んだところをすぐ共有してしまうという感覚が年々増えているというのは感じている。学校公開のときなどには、もう撮らないでくださいということは、あえてお願いをしないととまらないという現実がある。

学校で日々過ごしている中で、啓発する機会として、情報モラルは絶対提示させていかなきゃいけないと思うので、いつも同じところに頼むのではなくて、情報を集めて、保護

者の人たちも聞きたくなるような話題提供をというのも、1つ今できることかと、今日聞いていて思った。

以上である。

【河口委員長】

それこそ、各学校だけの情報でとどめておかないで、すごくいいお話いただいたと、中学校の先生のお話みたいに、そういうのをどこかで共有して、ほかでも、うちでもやってみようとかそこで聞いてみようかと、そういう広がりができるというのも大事なことだ。学校は意外とほかで何をやっているかというのは言わなくて、自分のところで一生懸命探したり、自分のところで一生懸命考え込んでいたりするが、意外と役に立つ情報というもの、もっともっとオープンになって、練馬区内の学校全体で共有できればとてもいいことだ。教育委員会でもそういうお手伝いができるのであればぜひやっていきたいと思う。

【吉田委員】

ラインの講習は練馬区の中学校全部じゃないのか。うちの中学校もラインだと思う。

【小林委員】

学校で申し込む。

【吉田委員】

各学校なのか。わかった。

【熊野委員】

質問は同じになるが、学校から発信するそういうお知らせで情報モラルだとかというのを、道徳授業地区公開講座でもそうだが、保護者の方の参加が非常に少ないというのが実態で、それを参加してもらうためにいろんなキャンペーンみたいなのを張るが、それでもなかなかいらっしゃっていただけない。

でも、例えば有名人、芸能人とかオリンピックとか呼んで、それをお知らせすると、ある程度集まってくるということは、お知らせは見えていないわけではないんだと。そこに関心を寄せないんだというようなことが、ちょっと思っていて、だったら、どうせならば、例

えば練馬区の広報じゃないが、ケーブルテレビであるとかいうところで、家庭ルールをつくりましょうみたいなものを、コマーシャルと同じように流して、それを継続していくような形で、常に目に触れるような形をとれば、そういうほうが浸透するのかという気はしている。

【河口委員長】

今、とにかくSNSのルールを広めるためにSNSを使うということか。ありがとう。
吉田さん、何か。

【吉田委員】

さっきと似たような感じだ。保護者が学校の中にあるが、保護者のときに、人がやっぱり一番来る。そこをちょっとおもしろくすれば、もっと保護者も来るんじゃないかと今相談している。そういった意味でそこにラインの講習とか、保護者会以外のもので、講習を聞いて気付かされたというものがあつたらいいのかと思っている。ちょっと保護者会の時間で手いっぱいになるが、PTAとしても、保護者のときに一番人が来るので、そこに人を呼べれば。直接保護者の方にアピールするのが、あと運動会という形なので、さすがに、そこだと自分の子供の競技を見たら、中学校だともう帰っちゃう。そういう現状があるので、保護者会をもうちょっと活用したいよねというお話にはなった。中学校だと、そこに少し力を入れていったらいいのかなと思う。

【河口委員長】

ほか、いかがか。

【嶋崎副委員長】

よろしいか。この資料9も資料10もとてもすばらしいと思うので、要は、いかに目に触れてもらうかということなので、例えばだが、資料9は、実際に各学校にお配りして学級の掲示のところにコーティングしたものが張り出されているとか、そういう状況にはなっていないのか。いろいろ工夫して、現にあるものも、この大泉西中か、これなんかも知らない人もたくさんいらっしゃると思う。ならば、このすばらしさがよくわかると思う。とてもよくできているし。だから、見本になるものがあると、それをまねするという行動

ができると思うので、そういったチャンスをできるだけ種をまくという、大変だろうが、教育委員会のほうでも頑張っていたら良かった。

【河口委員長】

ありがとう。おっしゃるとおりだ。

ほかにいかがか。

いろいろ貴重なご提案も含めてお話をいただいたので、いかに家庭に向けて、各保護者の皆様方に向けて啓発をしていくかという方法は、さまざまあるんだろうと思って、今日も委員の皆様方からお寄せいただいた方法についても、またこれから校長会、あるいはPTA 連合協議会との情報交換会等々で、私からもぜひ提案をさせていただいて、多くの保護者の皆様方に、このSNS ルールの重要性ということを知ってもらって、家庭で子供と一緒に話し合いながらルールをつくっていくことによって、結果的にSNSでのいじめだけではなくしていきたいと思っているので、ぜひまた皆様方にもご協力いただければと思っている。ありがとう。

それでは、先に進めさせていただくが、次は報告事項ということで、「いじめ等対応支援チームからのお願い」の周知に向けてということか。

【事務局】

お手元の資料6と7をごらん願う。

【河口委員長】

資料6と7に戻る。

【事務局】

初めに、資料6についてである。このいじめ等対応支援チームからの提言は、平成28年度、この会で作成したものだ。先生方を対象とした研修会、あるいは教育委員会が学校を訪問した際に、先生方にお示しし、呼びかけているものである。

続いて、資料7をごらん願う。練馬区教育委員会「いじめ等対応支援チーム」からのお願いである。これは、昨年度この会で検討したものだ。

資料6と資料7の違いは何かというと、資料7は、保護者や地域の方に向けて作成した

ものである。資料6の内容を、文言を保護者の方にもわかりやすいような内容に書きかえている。そして、この資料7の下に電話連絡先として学校と教育委員会の電話番号を明記できるようにし、保護者の方が何かお困りのことがあったときに電話ができるようにしているものである。こちらは、既に今年度、各学校にデータでお配りし、活用を呼びかけているところである。これをきっかけに、保護者や地域の関係者と連携したいじめ未然防止と早期発見に役立てるよう、今、取り組んでいるところである。

以上だ。

【河口委員長】

報告事項なので、こういう取り組みを、今、教育委員会としてやっているということだ。SNSに限らず、いじめの早期発見ということは、学校だけでできるものではない。ご家庭や地域の中で発見されることも多いわけだから、そういう皆様方にも、このいじめの早期発見に向けてのご協力をお願いするということで、こういう取組をしていると。そのもとなになっているのが、この対応支援チームで、昨年、あるいは一昨年つくった提言とかお願いの文書になるということである。これについては、報告なので、お受けとめをいただければと思う。

それから、先ほど29年度の調査の中で、委員の皆様方からもお話あったように、何も相談しないというのが中学校でも結構目立つようになった。そのとき、私、申し上げたように、できるだけ子供たちが相談しやすい環境を整えていくということも大事なことだと思っているので、次の報告事項が、SNSを活用したいじめ通報システムというものを学校教育支援センターのほうで考えているので、報告をお願いしたいと思う。では、願います。

【清水委員】

学校教育支援センターである。今までお話あったが、センターとしてはやはり今コミュニケーション習慣が低下している中で、いろんな相談体制を拡充しなくちゃいけないということを考えている。

今日初めての委員の方もいらっしゃるなので簡単にご説明するが、教育委員会では、いじめ等の相談窓口として、先ほど心理教育相談員がお話ししたが、教育相談室は区の中に4カ所相談室があって、そこでの来室の相談や電話の相談、あとセンターのいじめ相談メー

ル、いじめ専門の相談メールの窓口などを設けて、子供たちには、そういう相談窓口がわかるような子供相談カード、もしくはクリアファイルというのを年に1度、全中学生、小学生に個別に学校から配付させていただいている。窓口の周知などを年々している状況である。それでも、教育相談、電話相談、年間に、例えば電話相談だと、29年度500件ぐらい電話があったが、その中でいじめを主訴としたものというのは20件程度だった。来室の相談も1,900件ぐらい受けているが、先ほど相談員が言ったが、最初の入り口でいじめだと言っている方は41件ということで、メールの相談も全部で11件受けているが、その中で、いじめだという相談は3件だったり、いじめ相談メールを開設していても、いじめ相談メールに入ってくる相談が4件だったりということで、いじめの認知件数は、先ほど言ったみたいに年々増えているのに、どうして相談がないんだろうというところを、ほんとうにその理由を考えているところだった。

相談先がわからないんじゃないか、気軽に相談できないのか、あと名前を知られたくない、匿名で相談したい、見ているんだけどできない、そういうことを何とかしたいというところで、誰にも相談していないところを放置したくないというところが1つの理由。あと、いじめを、もしかして見ているんだけども言えない人、見ていて心を痛めてる子供たちが安心して相談できるようなシステムを考えたいということで、今、これから予算のこととかもあるが、方向性としては、何か子供たちが日ごろ使っているスマートフォンであったりパソコンであったりを利用して、いじめを見ている子たち、いじめに遭っている子たちが安心して気軽にいろんな手段で相談できるようなアプリなどを取り入れた相談の窓口を考えたいと、今、検討しているところだ。

具体的な方法については、またこの機会を通して皆様にご相談したいと思っているが、まずは入り口として、見たよ、こんなことで困っているということが、声が出せる。実際の相談というのは、対面できちんとお話を聞いたりとか電話で聞いたりということになると思うが、入り口のところで手段を1つ増やしたいと、今、検討しているところである。

先ほどお話を聞いたところに、他自治体を見に行ったが、そこでは、まず、中学生にスマホを使わせないということが前提なので、スマホを使っただけの相談というのはあり得ないというような自治体が多かったが、今日この会に出て、校長先生や皆さんの中で、スマホ使ったりというのは前提だというお話を聞かせていただいて、私どもは、少しでも前に進めるかと思っているところなので、またご相談させていただきたいと思っている。よろしく願います。

【河口委員長】

具体的な報告というよりは、今、そういうことで検討している最中だということか。簡単に言うと、アプリを使った相談が可能なような仕組みをつくっていききたいということか。

【清水委員】

はい。

【河口委員長】

そんな取組も、今、教育委員会では進めているということ、ちょっと頭に入れておいていただければと思う。

本日は、委員の皆様からそれぞれのお立場、視点、たくさんの貴重なご意見をいただいた。いただいたご意見をもとに、いじめ防止、対応のための効果的な取組、これの充実を一層図ってまいりたい、このように思っている。

以上で、本日の案件は終わったが、委員の皆様から、何か特段あるか。よろしいか。

それでは、終了とさせていただきます。事務局から事務連絡があるか。願います。

【事務局】

3点申し上げます。

1点目は、来月1カ月間を、いじめ一掃取り組み月間と練馬区では設定し、今年度はいじめの防止標語に取り組む予定になっている。全ての小中学生がいじめを防止する標語、ちょうどあちらのホワイトボードのほうに過去のものもお示ししているが、こういったものに取り組む予定となっている。

2つ目は、いじめ防止実践事例発表会の開催である。今年度は、平成31年1月17日木曜日に、練馬区立生涯学習センターにおいて発表会を行う予定である。委員の皆様にもご案内申し上げますが、ぜひご参加いただければと考えている。

最後に3点目である。次回のいじめ等対応支援チームの開催についてである。練馬区いじめ等対応支援チームは、今年度、2回の開催を予定している。次回は、年明け3月を予定している。日程が決まったら、皆様にまたお知らせするので、ご出席のほどお願い申し上げます。

以上だ。

【河口委員長】

いじめ一掃プロジェクト、それから実践事例発表会などの日程等については資料が出ている。資料1 1、資料1 2、資料1 3等々をご参照いただければと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、本日の第1回いじめ等対応支援チームについて終了させていただく。お忙しいところ、ありがとう。

了